

1月末に長崎県の方針が発表されました！

## New! コロナ借換保証制度

### <コロナ借換保証とは>

新型コロナウイルスの影響で債務が増大した中小企業者の収益力改善などを支援するための借り換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度です。経済産業省は、一定の要件を満たした中小企業者向けに借入時の信用保証料を大幅に引き下げるコロナ借換保証を1月10日から開始され、長崎県の方針が1月末に発表されました。

コロナ禍で始まった伴走支援型特別保証制度を活用して創設されました！

制度概要	
補助限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料(事業者負担)	0.2%等(補助前は0.85%等)
要件	売上または利益率が5%以上減少 など

長崎県緊急資金繰り支援資金  
(伴走支援・借換)により  
融資利率:1.3%、  
保証料:県による補助後0%

### コロナ借換保証制度を活用するメリット

- ✓ コロナ融資の返済開始時期を遅らせられる！
- ✓ 追加融資を受けられる枠ができる！
- ✓ 保証料が下がり固定費が削減できる！



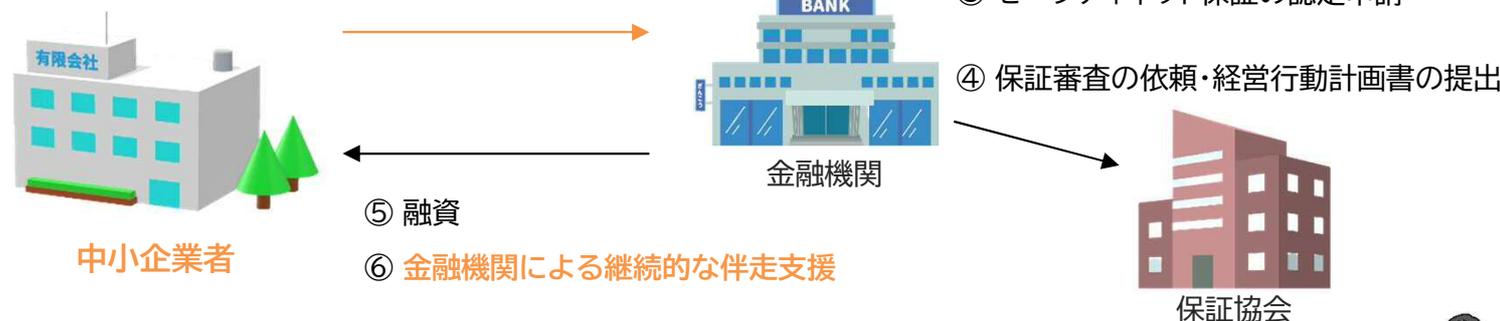
### 手続きの流れまとめ

中小企業、金融機関、市区町村、保証協会間で手続きを進めます

- ① 中小企業が融資申込／経営行動計画書を作成する
- ② 金融機関が与信審査・書類準備をする
- ③ 金融機関が区町村に、セーフティネット保証の認定申請する
- ④ 金融機関が保証協会に、保証審査の依頼・経営行動計画書を提出する
- ⑤ 金融機関が中小企業に融資する
- ⑥ 金融機関が継続的な伴走支援をする

### ● 中小企業(事業者)が対応すること

- ① 融資申込／経営行動計画書の作成
  - ・ 自社の現状認識、財務分析
  - ・ 具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン
  - ・ 収支計画・返済計画(黒字化目標含む)など



コロナ融資(ゼロゼロ融資)の返済に困っている企業様は当事務所まで一度ご相談ください！  
制度の適用診断&申請書類(経営行動計画書)作成もいたします。



## 税理士法人内田会計事務所

TEL:095-861-2054

長崎オフィス:長崎市曙町4番9号

島原オフィス:島原市弁天町二丁目7364-4

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲  
ご視聴できます